

重要：要請期間延長(終了5月5日(水・祝))に伴う変更点をお知らせします。

注意：支給対象にならない方にも配布している場合がありますので、事前によくお読みください。

令和3年4月28日

諏訪市内・茅野市内 営業時間短縮等要請店舗対象

新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について (予定)

長野県

1 概要

長野県からの時間短縮等の要請期間の延長(延長期間: 4月30日(金)~5月5日(水))に応じて、当初の要請期間に引き続き、営業時間の短縮等にご協力をいただき、支給要件に適合する事業者の皆様に、協力金を増額して支給します。

2 今後のスケジュール (期間延長に伴い要項の公表日を変更させていただきます)

- (1) 要項・申請様式公表 5月7日(金) (予定) (県HP掲載、県諏訪地域振興局等で配布)
(2) 申請期間 5月10日(月)~6月21日(月) (予定)
(3) 支給時期 5月下旬から順次

3 協力金の支給額

売上の規模に応じて 1店舗当たり 2.5万円/日~7.5万円/日※を増額します。

期間	4月21日~29日(9日間)	4月30日~5月5日(6日間)	全期間(15日間)
支給日額	4万円~7.5万円	2.5万円~7.5万円	-
支給合計	36万円~67.5万円	15万円~45万円	51万円~112.5万円

※ 1日当りの支給額は、店舗の1日当りの売上高に0.3をかけて計算しますが、1日当りの売上高8万3,333円以下の場合は、支給額2.5万円/日、1日当り25万円以上の場合は、支給額7.5万円/日とします。
また、大企業(資本金5000万円超かつ従業員100人超)等の大規模店舗の支給日額については、後日申請受付要項でお示しします。

注意: 増額分については、延長期間中である4月30日(金)~5月5日(水)の全ての日において、営業時間短縮等にご協力いただいた方に支給します。延長の期間中1日でもご協力いただけなかった場合は、増額分は支給できませんので、予めご了承ください。

4 支給対象者

以下の要件を満たし、申請書類(詳細は後日発表)をご提出いただいた事業者

- (1) 指定地域内にある店舗(施設)を管理し経営する事業者(代表者)であること

提出書類(予定) 下線部は、前回のお知らせからの変更点

- 確定申告書類(写)、飲食店営業許可証(写)等
- 令和3年3月又は4月の経理帳簿(月締め帳簿(写)、日計表(写)等)
- 令和2年又は平成31年4月の経理帳簿(写)(売上83,334円/日以上)の店舗
- 本人確認書類(個人事業者のみ: 運転免許証(写)、健康保険証(写)等)
- 預貯金の通帳(写) ※口座番号、口座名義等を記載したページ

- (2) 酒類を提供する飲食店(飲食専用施設)等において、既に、本年4月20日以前から、午後8時~翌日午前5時の時間帯に、日常的に夜間営業を行っていたこと(通常午後8時までには閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、キッチンカー形式の店舗には、営業時間短縮等の要請をしていませんので、ご注意ください。)

提出書類(予定)

- 店舗名が入った施設の外景の写真、客席が写った施設の内景の写真等
- 要請以前の営業時間が入った看板写真・メニュー(写)・HP画面(紙出力)等
- 酒類の提供実態がわかるメニュー(写)・仕入伝票(写)・HP画面(紙出力)等

重要：要請期間延長(終了5月5日(水・祝))に伴う変更点をお知らせします。

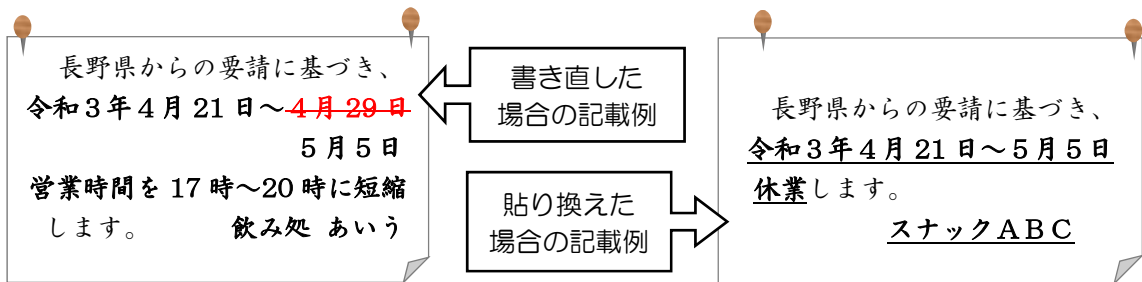
- (3) 要請の以前から必要な許認可等を取得していること。役員及び従業員等が暴力団員等に該当しないこと。

提出書類 ○誓約書(申請書を兼ねた専用様式)、○飲食店営業許可証(写)

- (4) 4月21日^{※1}から要請終了日までの全ての日、営業時間短縮等^{※2}を行い、そのことを、店頭貼り紙やホームページ掲載等で外部に周知していること

増額分については、営業時間短縮等の期間を延長したことについて、修正や更新をした貼り紙等で外部に周知していること(記載例参照)

提出書類 ○営業時間の短縮等をお客に周知した貼り紙やHPの画面(紙出力)等

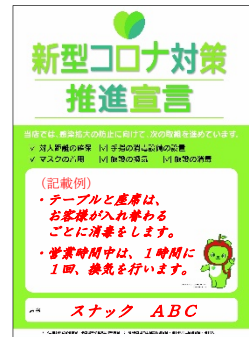


※1 やむを得ない事情により、4月21日あるいは、4月21日及び22日に営業時間短縮等ができなかった場合も、4月23日以降の全ての日に実施していれば、減額の上、協力金を支給します。

※2 時間短縮の場合、店内で飲食したお客が、夜8時までに完全に退店している必要があります。

- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の表示を行っていること。

- 右のいずれかのステッカー又はポスター(ポスターの場合は、店名及び取組内容を記載)を掲示した写真を提出
- 以下のHP又は商工会議所・商工会にて入手ができます。※「信州の安心なお店」のステッカーは、別途申請手続きが必要になります。



https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#download

- (6) その他の必要な要件は、申請受付要項で定めます。(要項は5月7日公表予定)

5 お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

要請内容について・・・危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

協力金について・・・新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

上記内容は予定です。随時情報を更新し、最新の情報については、下記の県ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2104suwakeniki.html>